

団 体 名 : 大仙市

事 業 名 : 大仙市簡易水道事業

改 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	計画給水人口	29,005 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部適用)	現在給水人口	21,191 人
		有収水量密度	0.159 千 m^3 /ha

② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 , <input checked="" type="checkbox"/> ダム , <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水 , <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 , <input type="checkbox"/> 受水 , <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	24	管 路 延 長	677.74 千m
	配水池設置数	37		
施 設 能 力	13,839 m^3 /日	施 設 利 用 率	59.94 %	

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	本市簡易水道事業の料金体系は基本料金と従量料金を組み合わせたものとなっており、従量料金については通増料金制としている。 なお、現在の料金に資産維持費の算定はありません。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 31 年 4 月 1 日	

(料金表)

令和元年10月1日以降
※消費税及び地方消費税を含む

基本料金

用途及びメーターの口径	料金
13mm	830円
20mm	1,250円
25mm	3,450円
30mm	5,970円
40mm	13,610円
50mm	25,140円
75mm	50,280円
100mm	66,000円
150mm	125,710円

従量料金

用途及び種別		区分	料金	
一般用	口径20mm以下	1~10 m^3	147円	
		11~20 m^3	220円	
		21~50 m^3	252円	
		51~100 m^3	284円	
		101 m^3 ~	315円	
	口径25mm以上	1~50 m^3	252円	
		51~100 m^3	284円	
		101 m^3 ~	315円	
		浴場用		147円
		プール用		147円
工場用		157円		
消防演習用		消火栓1基1口1分	220円	
臨時用		1 m^3 につき	440円	

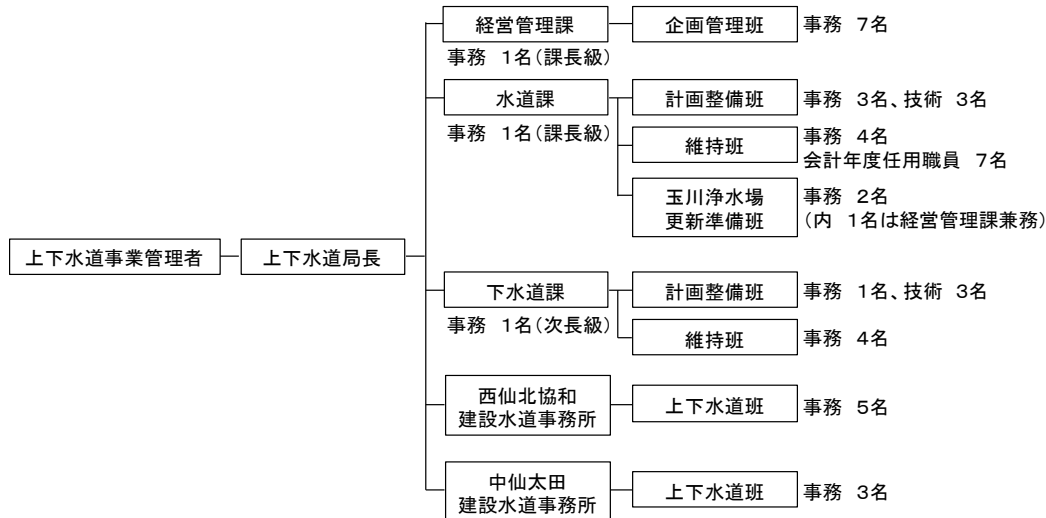
④ 組織

平成30年度に組織統合し、上下水道を一体的に運営しており、令和2年度より上下水道局の組織体制を本庁、西仙北・協和建設水道事務所、中仙・太田建設水道事務所の3つに集約している。さらに、令和7年度には水道課内に玉川浄水場更新準備班を設け、事業実施に向けた体制を整備している。

◎職員構成（令和7年4月1日時点）

○職員数

一般職 37名(他 会計年度任用職員7名)



○職員の年齢構成（管理者、局長、会計年度任用職員を除く）

(単位:人)

	経営管理課	水道課	下水道課	西仙北協和建設水道事務所	中仙太田建設水道事務所	合計
61歳～	0	0	0	0	0	0
51～60歳	1	1	1	2	1	6
41～50歳	2	4	3	2	1	12
31～40歳	2	2	3	0	1	8
～30歳	3	5	2	1	0	11
合計	8	12	9	5	3	37

(2)これまでの主な経営健全化の取組

①民間活用

平成30年度から、窓口業務や料金関係業務を民間事業者者に包括委託することで、民間ノウハウの活用と業務の集約・経費縮減を図っている。また、利用者サービスの向上を図ることを目的として、料金のコンビニ収納やスマートフォン決済を活用するなど、収納方法の多様化を実現している。

②スマートメーターの試験運用

検針員の高齢化や今後の担い手不足への懸念等から、スマートメーターの実用化に向けた効果の検証と検針作業の効率化を図ることを目的として、令和5年度より40箇所のメーターを対象に試験的な導入を行った。スマートメーターの今後の全国的な導入動向を注視し、水道事業の継続的な運営に欠かせない検針業務の担い手不足への対応策の一つとして、本格的な導入のタイミングを見極めていく。

③施設統廃合

令和4年には神岡地区北檜岡浄水場、令和6年には西仙北地区大野浄水場を廃止し、各事業を神宮寺地区簡易水道事業へ統合している。統合による維持管理の効率化および将来的な更新費用の削減を実現した。

④衛星を用いた漏水調査

有収率が低下傾向にあったことから衛星を用いた漏水調査を実施し、それまでに把握できていなかった漏水箇所を特定し修理を行った。今後も老朽管路は増加していくため、一定期間をおいて再調査を検討する。

⑤集中監視システムの一元化

事業ごとに異なっている浄水場監視システムの一元化を図り、全地域を携帯端末等による遠方監視が可能なクラウド型監視システムを導入した。一元化による費用削減のほか、水道施設で不具合が発生した際の迅速な対応を可能とし、水道水の安定供給を図る。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

令和6年度決算に基づく本事業の「経営比較分析表」を添付する。これに基づく現状分析を次のとおり行った。

- ・ 当市簡易水道事業会計は平成29年度より公営企業会計に移行しており、経営状況をより把握し、効率的な運営に努めている。
- ・ 高額な維持管理費等により、基準内ではあるものの一般会計からの繰入金に依存し運営されている現状であり、安定した給水を維持するためにも経営基盤の強化が急務となっている。

持続可能な水道事業運営のため、財政状況や水需要を勘案するとともに費用対効果を十分に検証したうえで施設整備事業を推進することや、身の丈にあった事業計画を策定し、効率的な予算の執行に取り組むことで、経営の健全性と効率性の向上が図られ、生活に欠かすことのできない重要なライフラインの持続に繋がっていくものと考えている。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

給水人口の予測は、行政区域内人口の減少の予測値と見込みの普及率を用いて算出した。なお、給水人口の予測にあたり用いた次の数値はそれぞれ次のとおり予測した。

- 将来の行政区域内人口…令和8年3月策定の第3次大仙市総合計画の人口ビジョンにおける予測値を基に今後の見通しの予測を行った。
- 給水普及率…過去5年間の給水普及率が概ね横ばいであったことから、今後も概ねこの傾向が続くと見込んで直近5年間の平均値を予測値とした。

給水人口は令和6年度で21,191人となっているが、令和17年度には17,796人まで減少する見込みとなる。

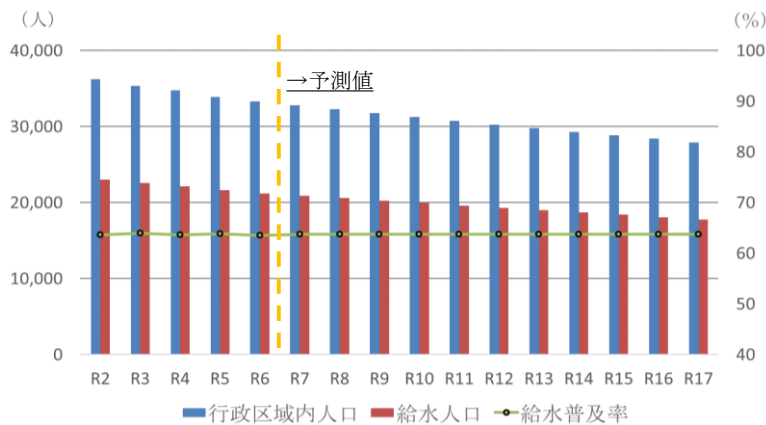


図 給水人口等の推移予測

(2) 水需要の予測

有収水量について、用途別で給水量を予測することにより算出した。各用途の水量の予測方法は次のとおりとした。

- 家庭用…給水人口に1人1日平均使用水量を乗ずることによって算出した。なお、1人1日平均使用水量については、直近5年間で大きな変動が見られなかったことから、直近5年間の平均値を一定値として計上している。
- 工場用…直近5年間の平均値を一定値として計上している。
- その他…直近5年間の平均値を一定値として計上している。

また、有収率については減少傾向にあるが、漏水修理や管路更新が進んでいることや配水管の新規布設があることを加味し、令和7年度から令和16年度までの10年間で、令和5年度の類似団体平均値80.10%まで回復させることを目指し、それ以降は状況を維持することを目標とした。また、以上により算出した数値を用いて総配水量の予測値を算出している。

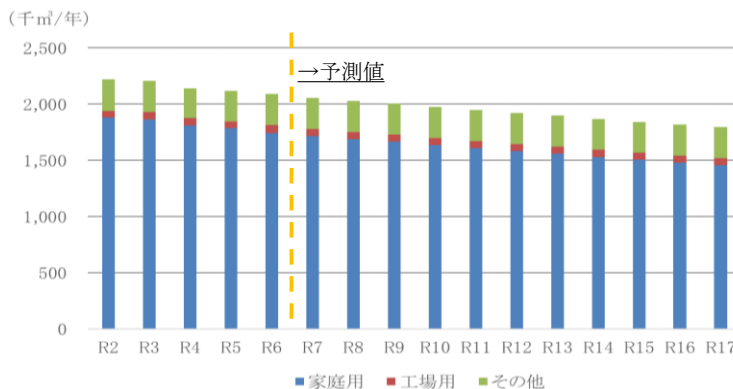


図 用途別有収水量の推移予測

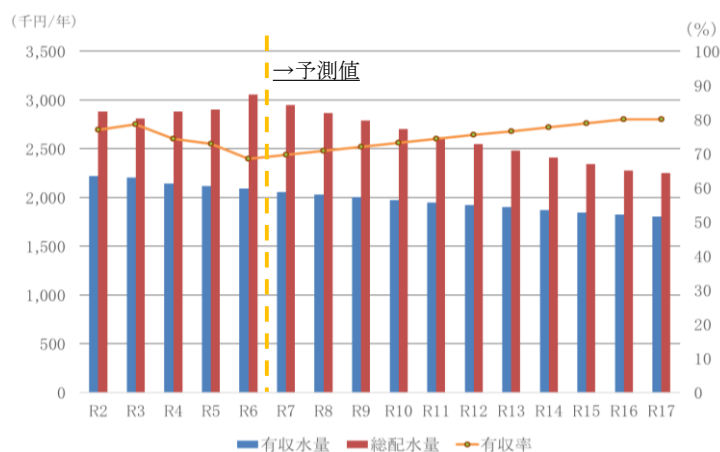


図 有収水量と総配水量の推移予測

(3) 料金収入の見通し

料金収入については今後の人口減少を加味し、(2)で算出した有収水量に対し供給単価を乗ずることで算出した。なお、供給単価は直近5年間の実績の平均値を一定値として計上している。
 料金収入は令和6年度に510,609千円となっているが、令和17年には435,995千円まで減少する見込みとなる。

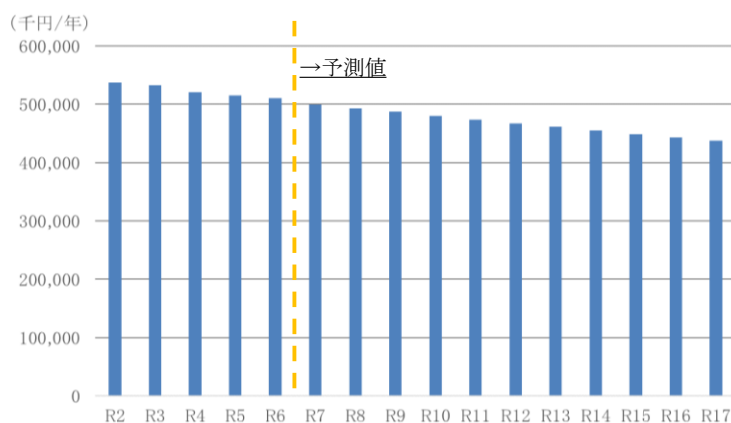


図 料金収入の推移予測

(4) 組織の見通し

老朽化する施設の更新や統廃合を進めるとともに、頻発化する災害においてもライフライン機能を維持するため、安定的な組織体制が必要である。
 民間の技術力・ノウハウの活用による効率化を図りながら、必要な職員数の確保と技術・知識等の継承に努め、持続可能な運営体制を構築していく。

3. 経営の基本方針

<p>【基本理念】 水道事業は、電気・ガス・運輸・電気通信事業等と同様、経済的であるとともに公的配慮が必要な事業として公益事業という産業に位置づけられており、今では最も生活に密着した、必要不可欠なインフラとなっている。 現在、水道事業を取り巻く環境や求められる役割は大きく変化していて、供用開始時の役割であった公衆衛生の向上や生活環境の改善、高度経済成長期の大幅な水需要の増大への対応などから、今は、老朽施設の更新や災害に強い水道などハード面の再構築、少子高齢化や人口減社会による水需要減少の中での健全な経営などが重要な課題として新たに求められている。 大仙市の水道のあるべき姿を明確にし、様々な課題を克服することにより、次世代へ確実にバトンを繋いでいくために、「安全で安心な水道水の安定供給と持続」を基本理念とし、事業運営を行っていく。</p> <p>【基本方針】 基本理念に掲げた「安全で安心な水道水の安定供給と持続」を目指し、以下の4点を基本方針として、大仙市の水道のあるべき姿の実現に取り組んでいく。 また、中長期的な展望に立った施策を実施するため、毎年決算時には実施の状況及び効果を分析する。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業経営と業務の効率化・良質で美味しい水道水の提供・強靱かつ効率的な管路への改良・人材育成と活力のある組織づくり
--

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設や管路の更新時期の集中により資金の確保が困難であるため、緊急度を判定し優先順位を付け、計画的に更新事業を行う。
-----	---

○刈和野地区配水管更新事業について

有収率が低く、給水人口が多い刈和野地区の配水管更新を実施することで、耐震化及び漏水量の減少を図る。将来的に半道寺地区簡易水道と統合することにより、維持管理の効率化を図り、持続可能で安心安全な水道水の供給を目指す。

○浄水場長寿命化事業について

高度経済成長期以降に集中的に整備された多くの浄水場施設が法定耐用年数を迎つつあり、老朽化が深刻な課題となっている。水需要の減少に伴う、料金収入の減少が見込まれる中、今後の施設統廃合等を見据えた、計画的で効率的な設備の更新を実施する。

○簡易水道施設統廃合事業について

令和元年度、令和2年度に策定した基本計画を踏まえ、西仙北・中仙・協和・南外地域において、旧行政区域界にこだわらない効率的な施設の統廃合を検討する。令和4年には神岡地区北檜岡浄水場、令和6年には西仙北地区大野浄水場を廃止し、各事業を神宮寺地区簡易水道事業へ統合している。今後は南檜岡浄水場、半道寺浄水場の廃止を予定しており、施設統廃合による効率的な維持管理および、将来的な更新費用の削減を目的とする。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	国庫補助金を有効活用するとともに、適正な規模の企業債を発行する。
-----	----------------------------------

<p>【財源積算の考え方】</p> <p>○料金 料金収入については今後の人口減少を加味し、2-(2)で算出した有収水量に対し供給単価を乗ずることで算出した。なお、供給単価は直近5年間の実績の平均値を一定値として計上している。</p> <p>○繰入金 地方公営企業繰入金制度における基準内の繰入とし、高料金対策、建設改良費償還金等に対する繰入額を各年度算出して計上している。</p> <p>【財源確保の取組】 刈和野地区配水管更新事業は、現在の国庫補助金の要件に該当していないが、今後の更新需要や財政状況、経費高騰などの状況を注視し、料金見直しの必要性の有無についても適時確認を進め、健全な経営の維持につなげていく。</p> <p>【料金回収率】 料金回収率については類似団体の平均に比べ低い状況であることから、施設の統廃合などにより経費の縮減に努め、料金回収率の向上を図る。現状は、算定基準内ではあるものの市一般会計繰入金に頼っている状況であり、料金水準の適正化を図ることも視野に入れつつ今後の上昇を目指す。また、平成31年まで、料金体系の統一を含めた段階的な改定を行っているが、今後も適切な料金水準を検討していく。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>○人件費 職員数は現状を維持するものとし、基本給については令和6年度を基準値として直近の上昇率1%を前年度値に乗じて算出している。また、諸手当と福利費については、直近5年間の実績の平均値とした。</p> <p>○委託料 委託料のうち料金等徴収業務委託に係る費用については令和6年度の実績を一定額として計上した。その他の委託料については直近5年間の実績の平均値を一定額として計上した。</p> <p>○動力費 令和6年度の総配水量1m³あたりの単価を算出し、その単価に令和5年度から令和6年度にかけての上昇率3%を乗じた見込の単価を算出する。これを令和8年度の見込みの単価とし、以降は前年度値に同じ上昇率を乗じ、これに各年度の見込みの年間総配水量を乗じて動力費を算出する。</p> <p>○修繕費 今後も配水管の漏水修繕など計画的な予算計上が難しい修繕の発生が予測されることから、直近5年間の実績の最大値を一定額として計上している。</p> <p>○薬品費 令和6年度の総配水量1m³あたりの単価を算出し、その単価に令和5年度から令和6年度にかけての上昇率1%を乗じた見込の単価を算出する。これを令和8年度の見込みの単価とし、以降は前年度値に同じ上昇率を乗じ、これに各年度の見込みの年間総配水量を乗じて薬品費を算出する。</p> <p>○その他 直近5年間の実績の平均値を一定値として計上した。</p>

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	令和5年3月に策定された秋田県水道広域化推進プランにおいて、施設の統廃合等のハード連携では地形的な制約から課題も多いことが確認されたものの、各種調達や技術職員の確保・育成のための研修の共同化等のソフト連携においては一定の効果が期待された。今後も広域化について県や他市町村と協議し、可能性を検討していく。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	平成30年度から、窓口業務や料金関係業務を民間事業者へ委託することで、民間ノウハウの活用と業務の集約・経費縮減を図っている。一例として、受注者の提案によりオンラインによる料金確認システムを導入し、検針票の発行を減らす取り組みも始めており、引き続き民間のノウハウの活用と業務の集約や経費縮減に取り組んでいく。 また、今後の簡易水道施設統廃合事業等において、官民連携の導入可能性を確認し本市簡易水道事業の運営にとって適切な形式がどのようなものか検討を進めていく。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	令和7年1月にタイプ3Cの検討手法で策定したアセットマネジメント計画の策定により把握した更新需要から重要度や優先順位の高いものを整理するとともに、予定している浄水場更新などの出費の大きな事業との実施時期の重複を避けることで、投資の平準化を図っていく。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	令和元年度、令和2年度に策定した基本計画を踏まえ、西仙北・中仙・協和・南外地域において、旧行政区域界にこだわらない効率的な施設の統廃合を検討し、実現可能な事業を探る。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	施設・設備の更新を要する際には、将来的な水需要を予測し、必要最小限に抑制する。
その他の取組	水道事業におけるDX推進のため以下の取り組みを進めており、今後の事業運営への活用を見込んでいる。 ・難検針箇所等を対象にスマートメーターの試験導入を行っている。全戸への導入時期は未定なものの、全国的な動向に注視しつつ現地検針と費用比較を行い、導入の検討を進める。 ・ドローンを用いた水管橋当の点検を進めている。点検により得た現況情報を基に更新や修繕の優先順位を検討し事業の実施時期と費用の把握に努めていく。

② 財源についての検討状況等

料 金	平成31年4月に簡易水道の料金を一律に統合しており、度重なる料金改定は厳しいと考えられるが、今後改定率やその時期、料金体系等について継続的に検討する。
企 業 債	企業債新規発行額が企業債元金償還金を超過しないよう、事業量を精査したうえで、企業債残高を適切に管理し発行額について検討する。
繰 入 金	地方公営企業繰入金の基準に基づいて必要額を算出し、基準内の繰入であっても公営企業は独立採算制を経営の基本原則としているため、安易に繰入金に頼って収支を安定させることのないよう経営の効率化に努める。
資産の有効活用等による 収入増加の取組	今後、施設の統廃合が進み遊休地が発生した場合は、有効活用できる方法を検討する。
その他の取組	-

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本経営戦略は、PDCAサイクルによる進捗状況等の評価・検証を行った上で、お客様ニーズや社会環境の変化等を踏まえ、適宜修正を行っていく。具体的には、毎年の決算が公表された後、経営戦略の収支計画との乖離や他の計画との内容の整合を検証し、必要に応じて、収支計画を修正する。 ・経営戦略の見直しは原則5年度に実施する。
-------------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決算)		(決算見込)											
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		533,052	520,027	513,551	508,181	500,619	494,143	487,667	482,746	475,771	469,813	463,855	458,869	
	(1) 料金収入		510,609	499,011	492,535	487,165	479,603	473,127	466,651	461,730	454,755	448,797	442,839	437,853	
	(2) 受託工事収益 (B)														
	(3) その他		22,443	21,016	21,016	21,016	21,016	21,016	21,016	21,016	21,016	21,016	21,016	21,016	
	2. 営業外収益		678,425	655,234	644,910	622,769	604,802	576,030	554,460	559,974	535,123	522,036	504,306	498,051	
	(1) 補助金		236,000	231,000	227,000	223,000	219,000	215,000	211,000	211,000	227,000	227,000	227,000	228,000	
	他会計補助金		236,000	231,000	227,000	223,000	219,000	215,000	211,000	211,000	227,000	227,000	227,000	228,000	
	その他補助金														
	(2) 長期前受金戻入		166,580	164,133	164,937	157,796	151,829	149,057	145,487	145,001	142,150	136,063	133,333	131,078	
	(3) 資本費繰入収益		273,000	257,000	250,000	239,000	231,000	209,000	195,000	185,000	163,000	156,000	141,000	136,000	
(4) その他		2,845	3,101	2,973	2,973	2,973	2,973	2,973	2,973	2,973	2,973	2,973	2,973		
収入計 (C)		1,211,477	1,175,261	1,158,461	1,130,950	1,105,421	1,070,173	1,042,127	1,042,720	1,010,894	991,849	968,161	956,920		
収 益 的 支 出	1. 営業費用		940,367	947,132	938,513	923,577	911,946	912,715	910,444	911,250	903,269	873,847	860,125	854,465	
	(1) 職員給与		62,107	56,891	57,363	57,702	58,043	58,388	58,737	59,089	59,445	59,804	60,166	60,533	
	基本給		30,588	33,361	33,833	34,171	34,513	34,858	35,207	35,559	35,914	36,274	36,636	37,003	
	退職給付		31,519	23,530	23,530	23,530	23,530	23,530	23,530	23,530	23,530	23,530	23,530	23,530	
	その他														
	(2) 経費		244,124	241,422	241,260	241,272	240,969	240,834	240,701	240,835	240,652	240,624	240,615	241,791	
	動力費		64,554	64,223	64,211	64,353	64,210	64,214	64,218	64,463	64,419	64,511	64,621	65,806	
	修繕費		44,209	47,514	47,514	47,514	47,514	47,514	47,514	47,514	47,514	47,514	47,514	47,514	
	材料費														
	その他		135,361	129,685	129,535	129,405	129,245	129,106	128,969	128,858	128,719	128,599	128,480	128,471	
(3) 減価償却費用		634,136	648,819	639,890	624,603	612,934	613,493	611,006	611,326	603,172	573,419	559,344	552,141		
2. 営業外費用		98,477	95,216	94,444	89,998	88,962	88,080	87,397	87,157	87,168	87,733	88,683	90,099		
(1) 支払利息		98,477	95,216	94,444	89,998	88,962	88,080	87,397	87,157	87,168	87,733	88,683	90,099		
(2) その他															
支出計 (D)		1,038,844	1,042,348	1,032,957	1,013,574	1,000,908	1,000,796	997,841	998,407	990,436	961,579	948,808	944,564		
経常損益 (C)-(D) (E)		172,633	132,913	125,504	117,376	104,513	69,377	44,286	44,313	20,458	30,270	19,352	12,356		
特別利益 (F)															
特別損失 (G)		280	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 280	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000		
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)		172,353	131,913	124,504	116,376	103,513	68,377	43,286	43,313	19,458	29,270	18,352	11,356		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)															
流動資産 (J)		434,176	429,357	449,264	472,916	493,475	526,054	561,632	619,003	691,219	763,672	844,189	923,200		
うち未収金		39,565	47,509	47,509	47,509	47,509	47,509	47,509	47,509	47,509	47,509	47,509	47,509		
流動負債 (K)		698,535	680,026	704,357	688,884	645,061	618,052	597,093	553,089	538,999	508,673	498,234	468,305		
うち建設改良費		583,533	568,681	547,531	532,058	488,235	461,226	440,267	396,263	382,173	351,847	341,408	311,479		
うち一時借入金															
うち未払金		66,363	116,826	116,826	116,826	116,826	116,826	116,826	116,826	116,826	116,826	116,826	116,826		
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)															
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)		533,052	520,027	513,551	508,181	500,619	494,143	487,667	482,746	475,771	469,813	463,855	458,869		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)															
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)															
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)															
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)															

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
区 分		(決 算)	(決算見込)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	317,500	316,300	301,500	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金	3,130	4,103										
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	56,003											
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他		5,797	1,727									
	計 (A)	376,633	326,200	303,227	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	376,633	326,200	303,227	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	419,598	351,525	310,369	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000
うち職員給与費													
2. 企 業 債 償 還 金		615,531	583,533	568,681	547,531	532,058	488,235	461,226	440,267	396,263	382,173	351,847	341,408
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金													
4. 他 会 計 へ の 支 出 金													
5. そ の 他													
計 (D)	1,035,129	935,058	879,050	857,531	842,058	798,235	771,226	750,267	706,263	692,173	661,847	651,408	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	658,496	608,858	575,823	557,531	542,058	498,235	471,226	450,267	406,263	392,173	361,847	351,408	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	425,743	386,901	417,608	409,349	403,876	370,053	383,044	382,085	338,081	353,991	313,665	313,226
	2. 利益剰余金処分数額	200,000	190,000	130,000	120,000	110,000	100,000	60,000	40,000	40,000	10,000	20,000	10,000
	3. 繰越工事資金												
	4. そ の 他	32,753	31,957	28,215	28,182	28,182	28,182	28,182	28,182	28,182	28,182	28,182	28,182
計 (F)	658,496	608,858	575,823	557,531	542,058	498,235	471,226	450,267	406,263	392,173	361,847	351,408	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	7,413,763	7,146,530	6,879,349	6,631,818	6,399,760	6,211,525	6,050,299	5,910,032	5,813,768	5,731,595	5,679,748	5,638,340	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
区 分		(決 算)	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収 益 的 収 支 分		509,000	488,000	477,000	462,000	450,000	424,000	406,000	412,000	390,000	383,000	368,000	364,000
	うち基準内繰入金	509,000	488,000	477,000	462,000	450,000	424,000	406,000	412,000	390,000	383,000	368,000	364,000
	うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計	509,000	488,000	477,000	462,000	450,000	424,000	406,000	412,000	390,000	383,000	368,000	364,000	

原価計算表
(大仙市簡易水道事業)

布設年月日 昭和34年4月1日
給水人口 21,191人
計算期間 自 令和8年4月
至 令和13年3月
(5年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円 510,609	千円 479,816	千円	千円 479,816
給水装置工事費	0	0		0
その他	700,868	621,610		621,610
合 計	1,211,477	1,101,426	0	1,101,426

支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
営業費用	人 給 料	千円 31,284	千円 34,516	千円 34,516
	件 諸 手 当	18,989	18,930	18,930
	費 福 利 費	9,214	14,983	14,983
	委 託 料	86,430	76,242	76,242
	動 力 費	64,554	64,241	64,241
	修 繕 費	44,209	47,514	47,514
	薬 品 費	7,908	7,284	7,284
	減 価 償 却 費	634,136	620,385	620,385
	そ の 他	43,643	35,344	35,344
小 計	940,367	919,439	0	919,439
営業外費用	支 払 利 息	98,477	89,776	89,776
	そ の 他	0	0	0
小 計	98,477	89,776	0	89,776
合 計 (Y)	1,038,844	1,009,215	0	1,009,215

資産維持費(Z)	
料金対象経費(Y)+(Z)	1,009,215
	(X)/((Y)+(Z))*100= 0.48

<料金水準についての説明>

・令和8年度から令和12年度までの水道料金算定期間において料金回収率は100%を下回っており、料金水準の適正化を図っていく必要があるといえる。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営比較分析表（令和6年度決算）

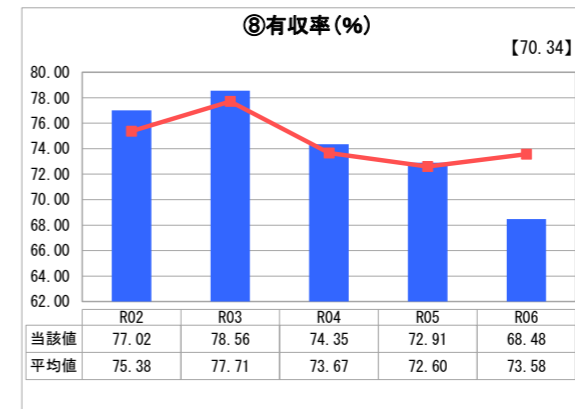
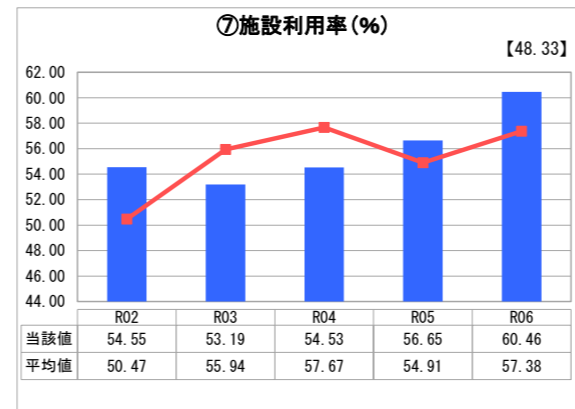
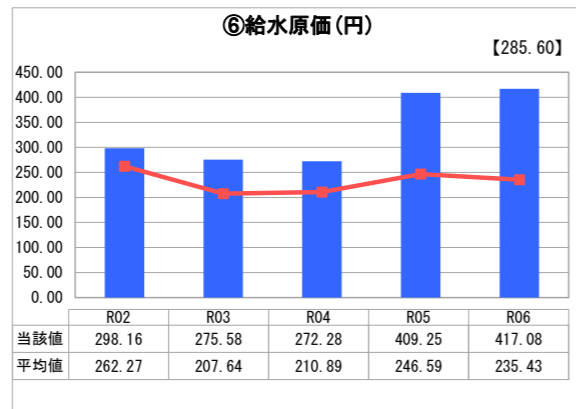
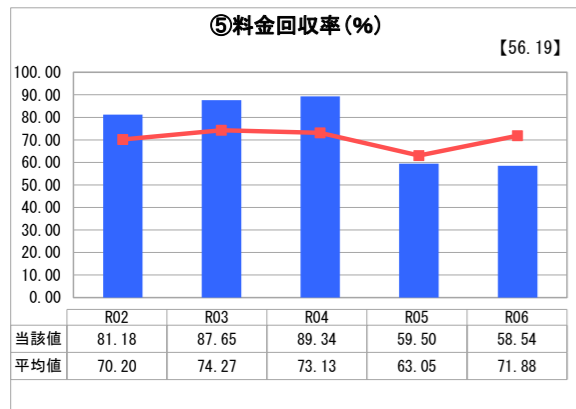
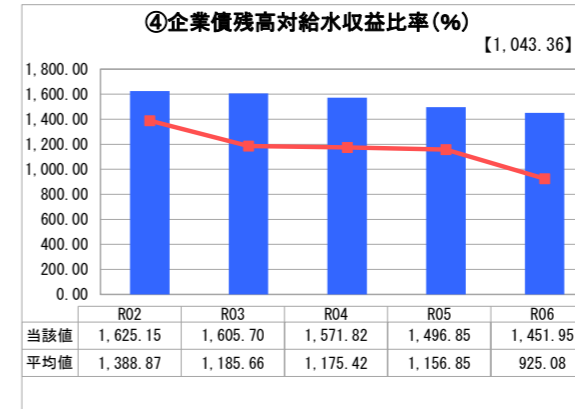
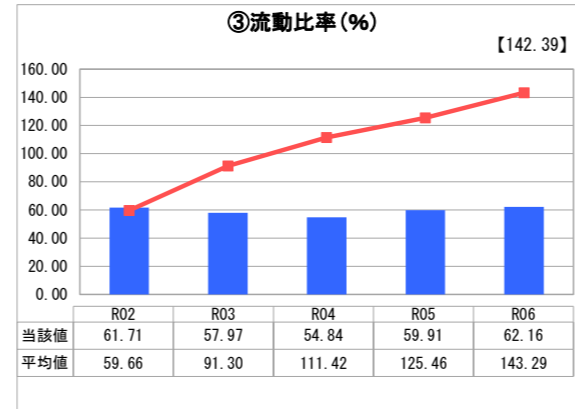
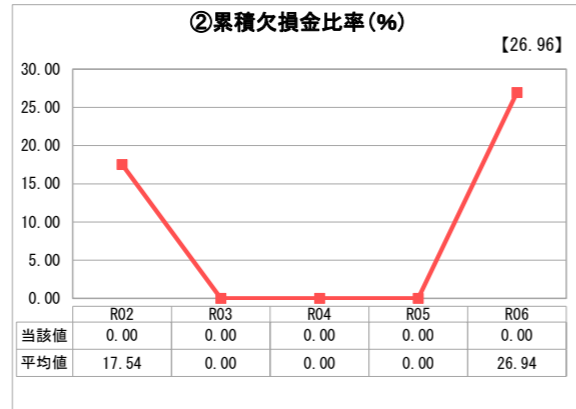
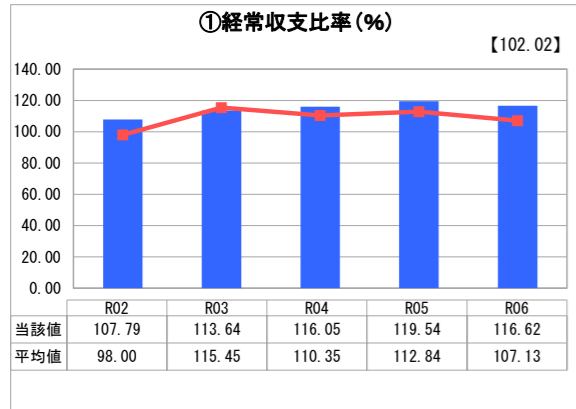
秋田県 大仙市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C1	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	43.96	28.94	4,500	

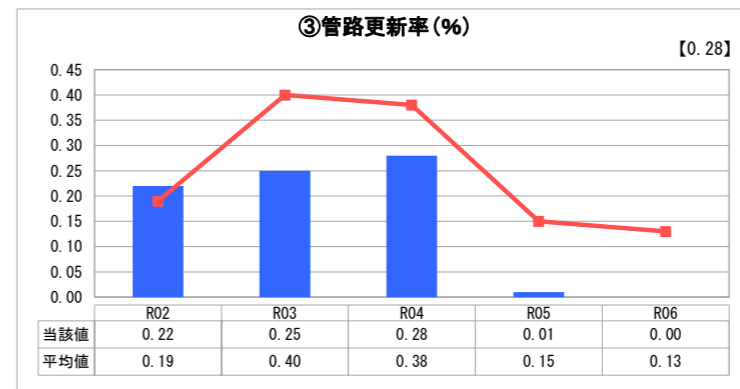
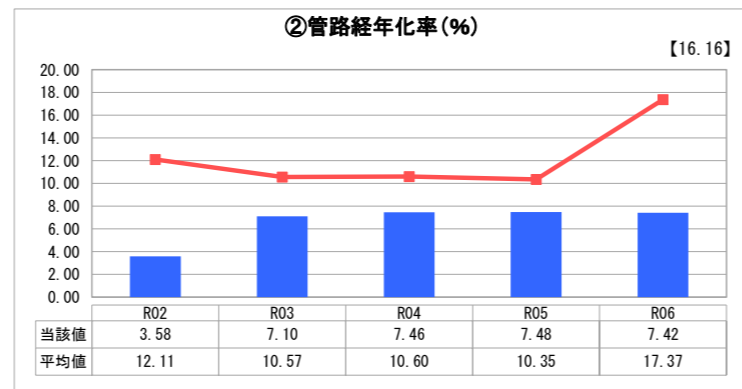
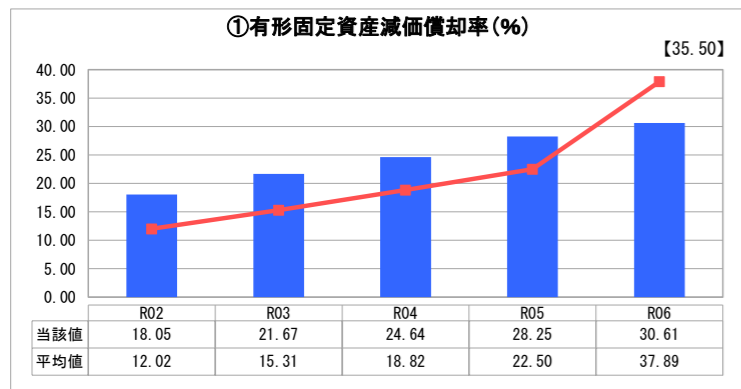
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
73,794	866.79	85.13
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
21,191	135.74	156.11

グラフ凡例		
■	当該団体値(当該値)	
—	類似団体平均値(平均値)	
【	令和6年度全国平均	

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経常収支比率は100%を上回って推移しているが、一般会計からの基準内繰入金による影響が大きく、営業収支比率では100%を下回っている状況にある。今後、人口減少と比例して水需要も減少し、給水収益の減少が見込まれるため、費用の抑制と給水収益の増加に努め、実施事業を精査しながら適正管理に努めていく必要がある。

流動比率は依然100%を下回り、全国平均と比較しても大幅に低い数値となっている。法適化をしてまだ8年目であり、現金預金が少ないことも大きく影響している。今後、経営の改善により流動資産の増加に努め、実施事業を精査しながら適正管理に努めていく。

企業債残高対給水収益比率は、投資的経費の財源を企業債に依存せざるを得ない現状により、数値が全国平均より高い状況である。費用対効果や施設の統廃合等の検討を行いながら企業債借入の抑制を図っていく。

料金回収率は依然100%を下回り、全国平均と比較しても低い数値となっている。給水に係る費用が給水収益で賄えていない状況にあり、給水収益の大幅な増加が見込まれないため、施設の統廃合等により維持管理にかかる費用を抑え、経営の改善に努めていく必要がある。

給水原価は全国平均と比べると高くなっている。適正価格を維持していくために、企業努力による費用削減及び、有収水量の増加に取り組む必要がある。

施設利用率は、60%程度の利用率であり、将来の給水人口の減少等を踏まえれば、今後下降していくことが見込まれる。施設の統廃合やダウンサイジング等、適切な水道規模の構築の検討が必要である。

有収率は全国平均を下回り、昨年度と比べて減少している。一部の地域で頻繁に漏水が発生している現状もあり、配水量の効率性を図るため、施設や設備の適切な維持管理に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率は増加しているものの、全国平均を下回っている。

管路経年化率は、全国平均を下回っているが、昭和50年代にかけて布設された管路が次々と耐用年数を迎えており、今後の上昇が見込まれる。

管路更新率は全国平均を下回っているが、令和7年度以降には配水管改良事業を予定しており、今後の上昇が見込まれる。

将来の人口減少や節水型生活様式の定着等により水需要がより低迷し、水道料金収入の減少が見込まれる中で、老朽化していく管路や施設を更新するための財源確保は容易ではない。今後、長寿命化、施設統合等による更新費用の抑制や平準化が必要となってくる。

このため、中長期的な視点から施設・財政両面の健全性を確保し、持続可能な水道事業運営のため、計画的に管路や施設を更新に努めていく。特に管路については、漏水多発箇所を優先的に更新することで、施設の維持管理に努め、水道水の安定供給に取り組んでいく。

全体総括

当市の簡易水道事業会計は、平成29年度より公営企業会計に移行しており、経営状況をより正確に把握し、効率的な運営に努めている。

しかしながら20の簡易水道事業を有し、施設数も100を超えていることなどから、維持管理にかかる費用が高額となっており、繰出基準の範囲内ではあるが、一般会計からの繰入金に依存し運営されている現状であり、安定した給水を維持するためにも経営基盤の強化が急務となっている。

持続可能な水道事業運営のため、財政状況や水需要を勘案するとともに費用対効果を十分に検証したうえで施設整備事業を推進することや、身の丈にあった事業計画を策定し、効率的な予算の執行に取り組むことで、経営の健全性と効率性の向上が図られ、生活に欠かすことのできない重要なライフラインの持続に繋がっていくものと考えている。